

指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の改正について

資料3

「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正について（令和8年2月27日付厚生発0227第15号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）により診断基準及び重症度分類等を改正し、令和8年4月1日以降に行われる支給認定から適用する。

No.	告示番号	指定難病名	主な改正内容
1	116	アトピー性脊髄炎	<ul style="list-style-type: none">○概要（概要・原因・症状・治療法・予後）○要件の判定に必要な事項（患者数）○情報提供元○診断基準